

令和6年度泉南市 認定こども園1号 認定入園の御案内



≪認定こども園とは≫

認定こども園は、小学校就学前の子どもが通う、教育と保育を一体的に行う施設のことです。 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行います。

≪3つの認定区分について≫

保育所(園)、認定こども園、幼稚園、地域型保育などを利用する保護者の方には、利用のための認定を受けていただきます。平成30年4月2日~令和3年4月1日生まれの子どもで、認定こども園等での教育を希望される場合は、すべて「1号認定」(教育標準時間認定)となります。

年齢	認定区分		保育の必要性	利用時間	利用先
3~5歳	1号認定	教育認定	不 要	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
	2号認定	/D ->== = = = = = = = = = = = = = = = = =	「保育を必要とする事 由」に該当し、保育所	保育(標準・短)	保育所(園)
0~2歳	3号認定	保育認定	等での保育を希望され る場合	時間	認定こども園

◆3歳児以上の場合

1号認定子どもは、保護者の働いている状況等にかかわりなく、教育を受けることができます。 2号認定子どもは、保護者の保育を必要とする事由の下、保育を受けることができます。



≪申請書配布及び受付について≫

【年度当初(4月入園)の入園申込み】

< 対 象 > 3歳児~5歳児 平成30年4月2日~令和3年4月1日生まれの子ども

<申請書配布> 令和5年9月1日(金)~

☆【公立認定こども園】

泉南市役所 保育子ども課 土日祝日を除く午前9時~午後5時30分また市ウェブサイトからもダウンロード可

★【私立認定こども園】

各園にて

<受付期間> 令和5年10月2日(月)~令和5年10月6日(金)

- ※期間内に提出していただけなかった場合は、期間外受付となり、期間内に受付けた方が優先となりますので御注意ください。
- ※期間後も定員に達していない場合は、引続き申込みを受付ける施設、先着順等の 施設もあるため、各園にお問合わせください。

< 受 付 場 所 > ☆【公立認定こども園】 ※郵送は不可

泉南市役所 保育子ども課 土日祝日を除く午前9時~午後5時30分 (**25**072-483-3471)

★【私立認定こども園】

各園にて

【年度途中の入園申込み】

定員に達していない場合は、入園の受付を行っている場合があるので、各施設にお問合せください。 ※公立認定こども園については、保育子ども課へお問合わせください。入園希望月の前月15日(土日 祝日の場合は前開庁日)までに保育子ども課へお申込みが必要です。

≪利用料について≫

令和元年10月1日より3歳児から5歳児までの認定こども園(幼稚園部分)を利用する子どもたちの利用料が無償となりました。

【 無 償 化 の 対 象 者 】 ○ 3歳児から5歳児までの子ども

○ 児童発達支援等のサービスを受けている方が、認定こども園等 を併用して御利用の場合も無償化の対象です。

【無償化の対象外となる経費】 〇 通園送迎費、行事費、食材料費等

※ただし、年収360万円未満相当の世帯や第3子以降の子どもについては食材料費(おかず・おやつ代に限る)が免除されます。なお、第3子のカウント方法は以下のとおりです。

- ・年収360万円未満相当の世帯:年齢に関わらず世帯の子の数による
- 年収360万円以上相当の世帯:3歳~小学校3年生までの子の数による

各種料金については各施設にお問合わせください。

≪預かり保育について≫

通常教育時間外に保育を希望する場合、別途料金がかかることがあります。預かり保育の時間や料金については、各施設によって異なりますので直接お問合わせください。

預かり保育料については別途申請いただき、保育の必要性が認定(新2号認定)された場合、一部無 償化の対象となります。申請等については入園決定後、園にお問合わせください。

【保育の必要性の認定事由及び必要書類】

	【休月の必安性の認定争由及の必安書類】						
	月64時間以上の就労をしていること (概ね週4日以上かつ1日4時間以上)。						
1	(自営以外)→就労証明書 ※内職の場合は、内職証明書、スケジュール表						
	(自 営) →就労証明書、スケジュール表、自営の証明書類の写し(確定申告書・営業許可証・						
	開業届等)						
	育児休業取得時の継続利用→就労証明書(育児休業期間を含めた雇用状況の記載が必要)						
	※育児休業は原則、保育の必要性があると認められませんが、 <u>育児休業取得時に利用している施設を</u>						
	継続して利用し、かつ、既に新2号認定又は新3号認定を受けている場合に限り認定されます。						
	※最長で育児休業対象児が1歳に達する日の属する年度末まで						
2	妊娠・出産(出産予定月を間にはさみ最長4か月間)						
	→母子手帳の写し(氏名と分娩予定日記載のページ)						
3	保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は障害者手帳等を有していること。						
	(疾 病)→診断書(原本)※保育の必要性が認定できる診断内容、申立書 <u>(状況等詳細を記載)</u>						
	(障 害)→障害者手帳などの等級が記載されたページの写し、申立書 <u>(状況等詳細を記載)</u>						
	同居の親族を <u>常時</u> 介護又は看護していること。						
4	※常時とは月64時間以上(概ね週4日以上かつ1日4時間以上)→介護(看護)状況申告書・介護が						
	必要であることがわかる書類(介護保険被保険者証の写し、診断書(原本)等)						
	震災、風水害、火災、その他の災害の復旧に当たっていること。						
5	→り災証明書						
6	求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っていること。(最長3か月間)						
	(概ね週4日以上かつ1日4時間以上の就労のための求職活動が必要)						
	※認定開始後3か月以内に就労を開始し、就労証明書を提出することにより、引き続き認定が可能						
	となります。						
	→求職活動申告書						
	学校等の教育施設に在学している、又は職業訓練に通っていること。						
7	(概ね週4日以上かつ1日4時間以上の就学が必要)						
	→在学証明書若しくは学生証(就学予定の場合は合格通知書等)の写し、時間割等						

- ※ 保育が必要な事由が消滅するとその時点で認定終了となります。
- ※ 保育の必要性がわかる書類は、父母 1 部ずつ必要です。(18歳以上65歳未満の祖父母等が養育している場合は、その方の書類が必要になります。)
- ※ 保育の必要性の認定事由によっては、追加で書類を提出いただく場合もあります。

《認定こども園一覧及び教育時間》

	保育施設名 住 所		教 育 時 間		
	(1号定員)	電話番号	平 日	土曜日	
公立	なるにっこ 認定こども園 (60名)	信達市場1946番地 482-5660	通常教育時間 8:30~13:30 預かり保育有	休園	
私立	認定こども園 信達こども園 (15名)	信達牧野425番地の1 483-4642	通常教育時間 8:30~13:30 預かり保育有	休園	
	認 定 こ ど も 園 たるいこども園 (15名)	樽井6丁目9番10号 482-0074	通常教育時間 8:30~13:00 預かり保育有	通常教育時間 8:30~13:00 預かり保育有	
	認 定 こ ど も 園 西 信 達 く ね あ (15名)	岡田5丁目23番11号 483-2444	通常教育時間 9:30~14:30 預かり保育有	休園	
	認 定 こ ど も 園 ココアンジュ新家 (15名)	新家938番地の1484-0190	通常教育時間 9:00~15:30 預かり保育有	休園	
	認定こども園 浜こども園(予定) (15名)※	男里7丁目13番1号 484-2660	通常教育時間 8:30~13:30 預かり保育有	休園	
	認定こども園砂川幼稚園 (210名)	信達大苗代1138番地 483-1221(代)	通常教育時間 10:00~15:00 預かり保育有	休園	

※浜こども園(現浜保育所)は、令和6年4月に民営化し認定こども園へ移行予定です。それに伴い上記場所から近隣へ移転予定ですが、配布・受付・問合せは上記となります。